役員並びに評議員報酬等規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人友和会の役員並びに評議員に対して支給する報酬 及び費用弁償に関する事項を定めることを目的とする。

(報酬)

第2条 役員並びに評議員には報酬を支給する。但し、当法人が運営する施設の職員 を兼ねた役員には支給しない。

(報酬の額及び支給対象者)

- 第3条 報酬の額は別表1に定める額とする。
 - 2. 年間報酬支給の対象者は、支給日に就任している役員並びに評議員とする。
 - 3. 会議等報酬支給対象者は、理事会並びに評議員会及び監査等に現に出席した役員並びに評議員とする。

(報酬の支給日)

- 第4条 理事長の年間報酬については、毎月職員給与規程第5条に基づき報酬年額の 12分の1を支給する。
 - 2. 役員並びに評議員の年間報酬の支給日は、毎年度初回に開催される理事会並びに評議員会の開催日とする。
 - 3. 会議等報酬の支給日は、理事会並びに評議員会及び監査等の開催日とする。

(費用弁償)

第5条 役員並びに評議員には、理事会、評議員会、監査等法人の運営に関する会議 への出席に要する費用を弁償する。但し、当法人が運営する施設の職員を兼 ねる役員には支給しない。

(費用弁償の額)

第6条 費用弁償の額は、利用する交通手段の種類にかかわらず、別表2に定める額とする。

(費用弁償の支給日)

第7条 費用弁償の支給日は、第5条に規定する理事会並びに評議員会及び監査等の 開催の日とする。

(改廃)

第8条 この規程は、評議員会の議決を経て改廃することができる。

附則

- 1. この規程は、平成11年4月1日から施行する。
- 1. この規程は、平成17年10月1日より施行する。
- 1. この規程は、平成26年4月1日より施行する。
- 1. この規程は、平成29年4月1日より施行する。

別表1

報酬の額

区分	年間	会議等
理事長	1,800,000 円	
理事	10,000 円	3,400 円/日
監事	10,000 円	3,400 円/日
評議員	10,000 円	3,400 円/日

[※]理事長が酒田市以外より通勤する場合は、別途通勤手当を支給することができる。 但し、その額は、給与規程又は旅費規程との整合性を勘案し月額にて設定する。

別表2

費用弁償額

区分	対象者	金額
第5条の会議	理事長、理事、監事、評議員	600 円/日

[※]但し、住所が酒田市以外の役員並びに評議員への費用弁償額は、旅費規程を準用し 支給することができる。